

国民健康保険被保険者のみなさまへ

やむを得ない事情で保険証を持たずに病院にかかったとき

病院などの窓口で保険証を提示すれば、かかった医療費の3割(義務教育就学前は2割、70歳以上は1割～3割)を窓口で支払い、残りの額を国民健康保険が負担するというのが、保険診療の基本的な仕組みです。

しかし、急病などでやむを得ず、保険証を持たずに治療を受けたときは医療費をいったん全額自己負担し、あとで国民健康保険に申請することにより、自己負担金相当額(保険証を提示した場合に窓口で支払うべき額)を除いた金額が払い戻されます。



保険証はできる限り携帯するよう心がけましょう。

▶申請に必要なもの

- ・保険証
- ・診療報酬明細書(レセプト)
- ※医療機関で発行してもらうもの。病院、薬局それぞれで必要になります。
- ・領収書
- ・印かん
- ・振込先がわかるもの(通帳等)

医療処置が適切であったか審査しますので、申請から支給まで数ヶ月かかります。また、審査の結果、支給されない場合や一部のみ支給となる場合もあります。

▶問い合わせ先=保険課 国保年金係 ☎(56)9134

在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に!! おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
1月18日(金)	午前10時～ 正午	認知症予防	中央公民館	ふじやまの里 ☎(56)0958
1月24日(木)		口腔ケア	上三川いきいきプラザ	
2月6日(水)		健康体操	西汗下公民館	友愛苑 ☎(56)8885
2月8日(金)	午前9時30分～ 午後0時30分	男の料理教室	明治コミュニティセンター	トータスホーム ☎(52)2220

▶問い合わせ先=保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

夜間休日急患診療所・休日急患歯科診療所

- 受付は、原則終了時間の15分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 夜間休日急患診療所は内科医等が小児科の診療を担当することがありますので、事前に電話をしてから来院してください。

夜間休日急患診療所(☎0285-39-8880)

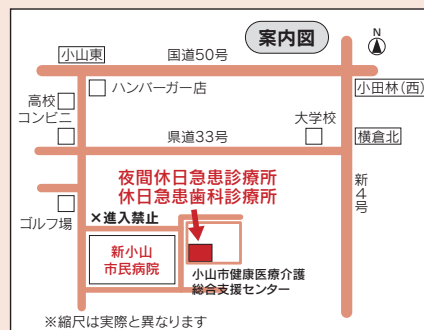
診療日	診療科目	診療時間(昼間)	診療時間(夜間)
月～土曜日	内科・小児科		午後7時～午後10時
休日	内科・小児科	午前10時～正午 午後1時～午後5時	午後6時～午後9時

休日急患歯科診療所(☎0285-39-8881)

診療日	診療時間
休日	午前10時～正午 午後1時～午後4時

※休日:日曜・祝日・振替休日・年末年始(12月31日～1月3日)

場所=小山市神鳥谷2251-7(小山市健康医療介護総合支援センター内)



新成人のみなさまへ ～20歳になったら国民年金～

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

●将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定していて、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

●老後のためだけのものではありません

〈障害基礎年金〉

病気や事故等で重い障害が残ったときに受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付の要件や障害の程度について年金機構の審査があります。

〈遺族基礎年金〉

加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持されていた遺族(「18歳未満の子のある妻」「18歳未満の子」)が受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付月等の要件があります。

●保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」がありますので、ご相談ください。

▶問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎(56)9134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

カラス駆除の実施について

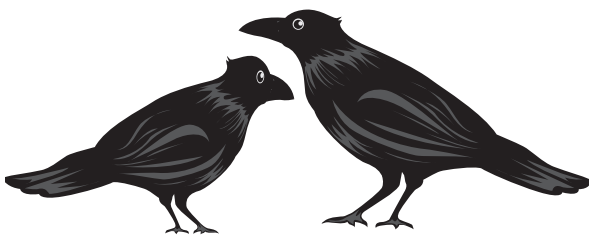
カラスによる農作物への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を実施します。駆除は銃器を使用していきますので、ご理解、ご協力くださるようお願いいたします。

▶日時＝1月26日(土)・27日(日)

午前7時～午後5時

▶実施場所＝上三川町内全域

▶対象鳥獣＝カラス



▶問い合わせ先＝
産業振興課 農産園芸係 ☎(56)9138

野生鳥獣の捕獲等について

野生鳥獣による農作物被害防止や生態系のバランスを保持するためには、捕獲等による野生鳥獣の個体数管理が必要であり、これらの捕獲等を行う狩猟者は、人と野生鳥獣の共生や自然環境の保全に大きく貢献する存在と言えます。

特に狩猟期間(11月15日～2月15日)にあつては、山林等に入る際は次のことに注意してください。

- ・狩猟者(ハンター)が入っている場所や猟銃の音がした方向には近づかない。
 - ・明るい色や目立つ服装で、ラジオや鈴などを携行し自分の存在をアピールする。
 - ・わな設置の標識がある場所には近づかない。
- 狩猟期間以外でも許可による捕獲等が行われていることがありますので十分注意してください。

▶問い合わせ先＝
産業振興課 農産園芸係 ☎(56)9138